

ふるさと宮津応援寄附中間業務公募型プロポーザル 募集要項

1 目的

本要項は、民間事業者が持つノウハウや体制を活用した本市ふるさと納税事業の推進と業務効率化、ふるさと納税に関するPRや返礼品提供事業者の支援等を通じて地場産品をはじめとしたふるさと宮津の魅力を広く発信することで、更なる寄附拡大による歳入確保と地域活性化等を図ることを目的として、公募型プロポーザル方式による受託事業者の選定に必要な事項を定めるもの。

2 業務概要

(1) 業務名称

ふるさと宮津応援寄附中間業務

(2) 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※受託候補者決定から令和9年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、当該準備期間中は受託候補者の責任において現受託者との業務引継ぎ及び準備等を漏れなく実施することとし、これに関わる委託料は原則発生しないものとする。

(3) 業務内容

別紙「ふるさと宮津応援寄附中間業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託上限額（消費税及び地方消費税を除く。）

ア ふるさと納税運営業務【仕様書「5業務の内容」(1)～(5)、(8)～(13)】

委託料：寄附金額の5.0%以内

※ふるさと納税運営業務を委託するポータルサイトを通じて受け付けた寄附金額を対象とした単価契約とする。ただし、楽天トラベル及びふるなびトラベルにおける電子クーポン型返礼品に係る寄附金額を除く。

※返礼品の調達代金、送料、各種書類の発送料、ポータルサイト掲載料、クレジットカード等決済手数料は委託料に含まない。

イ ふるさと納税運営業務【仕様書「5業務の内容」(1)～(5)、(8)～(13)】

委託料：寄附金額の2.0%以内

※ふるさと納税運営業務を委託するポータルサイトを通じて受け付けた寄附のうち、楽天トラベル及びふるなびトラベルにおける電子クーポン型返礼品に係る寄附金額を対象とする。

※返礼品の調達代金、各種書類の発送料、ポータルサイト掲載料、クレジットカード等決済手数料は委託料に含まない。

ウ 寄附金受領証明書等印刷・発送業務【仕様書「5業務の内容」(6)】

受領証明書代行手数料：110円/件

※受領証明書郵送料は代行手数料に含まない。

エ ワンストップ特例申請受付業務【仕様書「5業務の内容」(7)】

ワンストップ代行手数料：200円/件

※ワンストップ書類郵送料は代行手数料に含まない。

3 担当部署

宮津市役所 企画財政部 移住定住・魅力発信課 魅力発信係

〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手 345-1

電話 0772-45-1609（直通） FAX 0772-25-1691

メール furusato@city.miyazu.kyoto.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本件公募に係る事務に従事する職員でない者
- (2) 本件公募に係る契約を締結する能力を有する者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者
- (5) 本プロポーザルに係る公告の日から候補者の選定の日までの期間に、宮津市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 個人事業主である場合はその者、法人その他団体である場合はその役員が宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条第 1 号から 4 号に掲げる者でない者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づき、個人情報を適切に保護・管理できる体制を確保できる者
- (10) 法人又はその代表者（個人にあつては当該個人）が次に掲げる税を滞納していない者
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税

5 公募開始から選定、契約締結までのスケジュール

No	内容	日時
1	公募開始	令和 8 年 9 月 25 日（金）
2	質問書の提出期限	令和 8 年 10 月 2 日（金） 正午
3	質問書に対する最終回答期日	令和 8 年 10 月 7 日（水） 17 時 00 分
4	参加表明書の提出期限	令和 8 年 10 月 9 日（金） 17 時 00 分
5	参加資格審査結果の通知	令和 8 年 10 月 14 日（水）
6	企画提案書等の提出期限	令和 8 年 10 月 26 日（月） 17 時 00 分

7	プレゼンテーション実施	令和8年11月5日（木） ※予定
8	審査結果通知	令和8年11月12日（木）
9	業務開始に向けた準備期間	令和8年11月下旬～令和9年3月
10	契約締結	令和9年4月1日（木）

6 質疑の受付及び回答

（1）提出様式及び提出方法

次の点に留意し、電子メールにより質問書（様式7）を担当部署に提出すること。

ア 件名は「ふるさと宮津応援寄附中間業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の事業者名、担当者名、電話番号、FAX、メールアドレスを記載すること。

（2）受付期限

令和8年10月2日（金）正午必着

（3）回答日時

質問後すみやかに回答する。ただし、令和8年10月7日（水）午後5時を最終回答の日時とする。

（4）回答方法

質問への回答は宮津市ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、受付期限後の質問については回答しない。

7 参加表明書等の提出

参加希望者は、参加表明書、資料等（以下、「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

（1）提出書類（様式については全て市ホームページからダウンロード）

ア 参加表明書（様式1） ※代表者印を押印すること

イ 参加希望者の概要（会社・団体の沿革、従業員数、事業所等を記載。様式自由）

ウ 同種業務経歴書（様式2）

エ 宮津市税の滞納がないことの証明

※宮津市への納税がない場合、所在地の自治体への滞納がないことの証明（納税証明書）又は「法人住民税」「法人事業税」等が記載された納税証明書を提出すること。

※発行日から3か月以内のもの。コピー可

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

※発行日から3か月以内のもの。コピー可

カ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

①現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（1部）

※発行日から3か月以内のもの。コピー可

②法人定款

キ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

①団体規約

②役員一覧

ク 共同企業体で参加の場合は、代表者及び構成員すべてのア～カの書類に加えて、以下の書類を提出すること。

①共同企業体届出書（様式 3）

②共同企業体協定書（様式 4）

③委任状

※代表企業に対する構成企業の委任事項を記載した書類。以下事項は含むこと。

- ・公募型プロポーザルの参加申請に関する事項
- ・契約の締結に関する事項
- ・経費の請求受領に関する事項
- ・その他参加に必要な事項

④使用印鑑届

※見積りや入札、契約締結や請求などの取引で使用する印鑑を届け出するための書類。

入札書、見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑を押印し報告すること。

代表企業、構成企業、いずれも要提出。

（2）提出期限

令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

（3）提出場所

「3 担当部署」に同じ。

（4）提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）又は郵送（書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

※郵送の場合は、発送番号等郵送状況が分かる情報を、「3 担当部署」に記載のメールアドレスに上記提出期限までに送ること。

（5）提出部数

1 部

8 参加資格の審査

4 に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書を令和 8 年 10 月 14 日（水）までにメールで通知する。メールが確認できない場合は令和 8 年 10 月 15 日（木）正午までに担当部署に連絡すること。メールが確認できず、連絡がなかった場合は失格とする。

（1）参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

（2）参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

9 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請された者（以下、「提案者」という。）は、仕様書により企画提案書を作成し、提出するものとする。

（１）提出書類（様式については全て市ホームページからダウンロード）

ア 企画提案書（Ａ４判、任意様式）

「募集要項」、「仕様書」、「審査項目」をふまえ、提案者としてのアピールポイントを明記して作成すること。

イ 業務実施体制（様式５）

ウ 見積書（様式６）及び積算内訳書等（Ａ４判、任意様式）

ポータルサイト手数料及びクレジットカード等の決済手数料は含めない。

エ 実績調書（任意様式）

※地方公共団体等のふるさと納税中間業務に関する具体的な活動実績や成果を記入すること。なお、記入は過去３年間に実績があるもののみとする。

（２）提出期限

令和８年１０月２６日（月）午後５時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

（３）提出場所

「３ 担当部署」に同じ。

（４）提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後４時３０分まで）又は郵送（書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

※郵送の場合は、発送番号等郵送状況が分かる情報を、「３ 担当部署」に記載のメールアドレスに上記提出期限までに送ること。

（５）提出部数

７部（正本１部、副本６部）

（６）留意事項

ア 提出書類は、各１部ずつをまとめてファイル綴じ又はクリップ留めで提出すること。

イ 本プロポーザルに対し、１法人が複数の申込を行うことはできない。

ウ 参加申込に要する経費は、全て参加者の負担とする。

エ 提出書類に使用する紙は、日本産業規格Ａ４判とする。

オ 提出書類に使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

カ 提出された応募書類は返却しない。

キ 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

ク 必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

（７）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宮津市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出された提案書等は、選考作業に必要な範囲において複製を行うことがある。

ウ 提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。

エ 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10 審査

(1) 選定委員会の設置

企画提案等の審査、評価及び候補者の選定を行うため、事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において審査・評価を行う。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

提案書、見積書及びその他提出書類について、プレゼンテーション及びヒアリングを対面又はオンライン形式で実施することとし、実施方式については、参加者と協議の上、本市が決定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 実施日

令和8年11月5日（木）（予定） ※日時及び会場の詳細は別途通知

イ 実施時間

1者につき30分以内（プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度）

ウ 場所

宮津市役所本庁舎（〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1）

エ 出席者

3名以内（業務責任者となる予定のものは、原則出席すること。）

オ 使用機器

PC等は参加者が用意すること。電源、テレビモニター、延長コードは市で用意する。オンライン方式による参加に必要な通信機器、通信環境等は、参加者において準備するものとする。

カ その他

提出された見積額が委託上限額を超えている場合や提案書の提出期限内に書類が整わない場合等は、その企画提案書は審査から除外する。また、追加資料は配布不可とする。

(4) 評価基準

別紙「ふるさと宮津応援寄附中間業務公募型プロポーザル 審査項目」のとおり

11 受託候補者の選定

(1) 評価点の合計が最も高い者を受託候補者とし、次に得点が高い者を次点とする。

(2) 最高点の者が2者以上あったときは、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者とする。

(3) 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合、本募集要項及び仕様書に定める水準を満たす提案であれば、審査の結果においてその者を受託候補者として選定する。ただ

し、評価点が各項目の合計点（満点）の6割未満の場合は、受託候補者となることはできない。

12 審査結果の通知・公表

受託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、選定結果に関する異議は認めない。審査結果は、宮津市ホームページにおいて公表するが、候補者以外の参加者の順位は特定せず公表する。

13 委託内容等の協議

- (1) 受託候補者と宮津市との間で、委託内容協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、改めて見積書の提出を求め、委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者との協議が整わない場合や、受託候補者が5の参加資格件のいずれかを満たさなくなった場合、又は事故等の特別な事由により締結が不可能となった場合等は、次点者と協議を行う。
- (3) 仕様書及び提案を受けた内容等については、受託候補者と宮津市との協議により、変更することがある。

14 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記「4 参加資格要件」の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提案に当たり著しい信義に反する行為により選定委員会が失格であると認めた場合
- (5) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (6) 見積額が上記「2 業務概要」の「(4) 委託上限額」を超過した場合